

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会 盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者(以下「盲ろう者」という。)に通訳・介助員を派遣し、情報保障及び移動等の介助を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会(以下「協会」という。)とする。

(通訳・介助員)

第3条 理事長は、次の者の中から通訳・介助員を依頼するものとする。

- (1) 神奈川県盲ろう者通訳・介助員
- (2) 前1号のほか、前1号に準ずると認められる者

(派遣の対象)

第4条 この事業における通訳・介助員の派遣の対象は、次のとおりとする。

- (1) 企業、行政機関、教育機関等、申請者が派遣費用を負担し、派遣を申請するもの。
- (2) 前1号のほか、協会の理事長が適当と認めるもの

(派遣の申請)

第5条 通訳・介助員の派遣を申請しようとする者は、通訳・介助員派遣申請書(第1号様式)を、原則として15日前までに理事長あてに提出する。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに派遣の諾否を決定し、通訳・介助員に通訳・介助依頼書(第2号様式)による依頼を行った後、申請者に通訳・介助員決定通知書(第3号様式)を交付する。

3 申請時間は、当該盲ろう者と通訳・介助員の待ち合わせ時刻から業務終了地点(盲ろう者自宅等)での終了時刻までとする。

(申請者の費用)

第6条 前条の派遣に要する費用は、別に定める。

(通訳・介助員の責務)

第7条 通訳・介助員は、業務を行うにあたっては、次のことを遵守しなければならない。

(1) 通訳・介助業務中は、神奈川県盲ろう者通訳・介助員登録証(神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣実施要綱第5条2項 様式第5号)を常に携行する。

(2) 実施機関、団体等の性格及び盲ろう者等の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を守らなければならない。通訳・介助員でなくなった場合も同様とする。

(3) 通訳・介助員は、業務終了後速やかに派遣業務実施報告書(第4号様式)を作成し、理事長に提出しなければならない。

(通訳・介助員の業務)

第8条 派遣時間は、原則として午前8時～午後9時までとし、通訳・介助員1人に

つき1日6時間までを限度とする。

(2)理事長がやむを得ない事由があると認めるときは、派遣時間以外の時間帯で派遣を行うことができる。

(通訳・介助員に対する報酬)

第9条 理事長は業務を行った通訳・介助員に対し、別に定めるところにより報酬を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業要綱第5条の規定に基づき、神奈川県盲ろう者通訳・介助員として登録を行った者は、第3条の登録者とみなす。ただし、特にこの登録者となることを希望しない旨の意思表示をした者は、この限りではない。